

◎札幌高等裁判所規程第7号

令和8年度における札幌高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割り並びに司法行政事務の代理順序に関する規程を次のとおり定める。

令和7年12月12日

札 幌 高 等 裁 判 所

(改正 令和8年3月13日)

(改正 令和8年3月13日)

(改正 令和8年3月13日)

(改正 令和8年3月13日)

令和8年度における札幌高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割り並びに司法行政事務の代理順序に関する規程

第1 (裁判官の配置)

札幌高等裁判所に第1民事部から第3民事部まで及び刑事部並びに特別部を置き、別表第1記載のとおり裁判官を配置する。

第2 (第2民事部及び第3民事部に対する事件の分配)

1 次に掲げる事件は、その区分ごとに受付の順序に従い、第2民事部及び第3民事部に順次分配する。

(1) 民事上告に関する事件

(2) 人身保護に関する事件

(3) 民事控訴事件

(4) 行政控訴事件

(5) 選挙関係訴訟その他高等裁判所を第一審とする行政事件

(6) 民事抗告事件（遺産の分割の審判及び配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについての裁判に対する抗告事件を除く。）

(7) 行政抗告事件

(8) 遺産の分割の審判に対する抗告事件

(9) 配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについての裁判に対する抗告事件

(10) 刑事差戻事件

(11) 次に掲げる事件

ア 民事事件における除斥又は忌避の申立事件

イ 民事事件における法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件

ウ 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件

エ 刑事部の裁判官及び裁判所書記官に関する除斥、忌避又は回避の申立事件

オ 刑事訴訟法第428条第2項の異議申立事件

(12) 次に掲げる事件以外の民事事件

ア 1の(1)から(9)まで及び(11)のアに掲げる事件

イ 5に掲げる事件

2 1の(3)、(4)、(6)、(7)又は(8)に掲げる事件で原審の事件記録の冊数が10冊以上のものは、1の定め及びその種別にかかわらず、10冊以上15冊以下の事件、16冊以上25冊以下の事件、26冊以上の事件に区分して、受付の順序に従い、第2民事部及び第3民事部に順次分配する。

3 1の定めにより事件が分配された後に2の定めにより分配すべきものであることが判明したときは、原審の事件記録が到達した時を当該事件の受付の時とみなして2の定めを適用し、その事件を再分配する。この場合においては、その直後に受け付けた新件を当初その事件の分配を受けた部に1の定めによる割合に適合するように分配する。

4 1の(11)のア及びウに掲げる事件は、これを分配すべき部に除斥若しくは忌避の申立てに係る裁判官若しくは裁判所書記官又は異議申立てに係る決定をした裁判官が所属するときは、当該部以外の1に定める部に分配する。こ

の場合においては、その直後に受け付けた新件を当該部に 1 の定めによる割合に適合するように分配する。

5 次の表の左欄に掲げる事件は、同表の右欄に掲げる部に分配する。

事件	分配する部
保全命令の申立事件、その異議又は取消しの申立事件及び強制執行停止の申立事件その他本案に付随する申立事件	本案が係属する部又は本案が終局した部 本案が到着する前に付随事件が係属した場合は、付随事件係属時に本案が到着したものとみなして本案を分配し、本案が分配された部
上告提起（上告受理申立て）事件、特別上告提起事件、特別抗告提起（抗告許可申立て）事件、嘱託による和解勧試の事件及び再審事件	原裁判をした部
民事差戻事件	第 2 民事部が原裁判をしたものは第 3 民事部、第 3 民事部が原裁判をしたものは第 2 民事部

第 3 （刑事部に対する事件の分配）

次に掲げる事件は、刑事部に分配する。

- 1 刑事事件（少年保護に関する抗告事件及び抗告受理申立事件を含み、第 2 の 1 の（10）、（11）のエ及びオ並びに第 4 の 1 に掲げる事件を除く。）並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する事件
- 2 刑事事件における法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件

第 4 （特別部に対する事件の分配）

次に掲げる事件は、特別部に分配する。

1 裁判所法第16条第4号に掲げる事件

2 裁判官分限法第3条第1項の事件

第5 (事件の分配替え)

1 関連する事件その他特に必要があると認める事件は、関係各部の協議により、一の部から他の部に分配替えをすることができる。

2 第2及び第3により事件の分配を受けるべき部の構成員に除斥原因（民事訴訟法第325条第4項に該当する場合を含む。以下同じ。）があり、合議体を構成することができないときは、次の受付順に当たる部に分配する（次の受付順に当たる部がない場合は、第7の裁判事務の代理順序による。）。

第2及び第3により事件が分配された後に、その部の構成員に除斥原因が発見され又は生じたときは、関係各部の協議により、一の部から他の部に分配替えをすることができる。

3 1及び2の定めにより第2の1に掲げる事件又は第2の2の事件の分配替えをしたときは、事件の分配替えを受けた部が直後に分配を受けるべき新件を事件の分配替えをした部に第2の1又は2の定めによる割合に適合するように分配する。ただし、関係各部の協議により、これと異なる取扱いをすることができる。

第6 (事件の特別分配)

特別の事情により第2から第4までの定めにより事件を分配することが相当でないときは、常置委員の協議により、これと異なる取扱いをすることができる。

第7 (裁判事務の代理順序)

1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の判事が別表第1に掲げる順序でこれを代理する。ただし、特別の理由があるときは、高等裁判所長官の指名する他の部の判事がこれを代理する。

2 裁判長以外の裁判官に差し支えがあり、その部において合議体を構成するこ

とができないときは、関係各部の協議により、第2民事部の裁判官と第3民事部の裁判官については、裁判長以外の裁判官が相互に代理し、刑事部の裁判官については、第2民事部又は第3民事部の裁判長以外の裁判官が代理する。ただし、これによることができないときは、高等裁判所長官の指名する他の部の裁判官（裁判長を除く。）がこれを代理する。

- 3 次の表の左欄に掲げる部の裁判官全員に差し支えがあるときは、同表の右欄に掲げる部の裁判官がその掲げる順序でこれを代理する。

差し支えがある部	代理する部
第2民事部	第3民事部 刑 事 部
第3民事部	第2民事部 刑 事 部

- 4 刑事部の裁判官全員に差し支えがあるときは、第2民事部又は第3民事部の裁判官が順次これを代理する。

第8 （開廷の日割り）

各部の開廷の日割りは、別表第2記載のとおりとする。ただし、各部において必要があるときは、この定めにかかわらず、開廷することができる。

第9 （司法行政事務の代理順序）

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、判事角井俊文、同小河原寧、同中桐圭一の順序でこれを代理する。
- 2 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、その部の判事（職務代行裁判官である判事を除く。）が別表第1に掲げる順序でこれを代理する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第2の1に掲げる事件及び第2の2の事件については、第2の1及び2の定め

にかかわらず、第2民事部及び第3民事部の協議により、第2の1及び2の定め
の適用について分配件数を調整することができる。

附 則（札幌高等裁判所令和8年規程第1号）

この規程は、令和8年3月22日から施行する。

附 則（札幌高等裁判所令和8年規程第2号）

この規程は、令和8年3月23日から施行する。

附 則（札幌高等裁判所令和8年規程第3号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（札幌高等裁判所令和8年規程第4号）

この規程は、令和8年4月8日から施行する。

別表第1 裁判官の配置（第1関係）

第1民事部	裁判長	判 事	角 井 俊 文（兼務）
		判 事	宮 崎 雅 子（兼務）
		判 事	山 原 佳 奈（兼務）
		判 事	立 野 みすず（兼務）
		判 事	井 出 正 弘
第2民事部	裁判長	判 事	小河原 寧
		判 事	片 山 信
		判 事	林 由希子
		判 事	大 倉 靖 広
第3民事部	裁判長	判 事	角 井 俊 文
		判 事	宮 崎 雅 子
		判 事	山 原 佳 奈
		判 事	立 野 みすず
刑事部	裁判長	判 事	中 桐 圭 一
		判 事	小笠原 義 泰
		判 事	梶 川 匡 志
特別部	裁判長	高等裁判所長官	伊 藤 雅 人
		判 事	角 井 俊 文
		判 事	小河原 寧
		判 事	中 桐 圭 一
		判 事	片 山 信
		判 事	小笠原 義 泰
		判 事	宮 崎 雅 子
		判 事	林 由希子
		判 事	梶 川 匡 志

判	事	山	原	佳	奈
判	事	立	野	み	すず
判	事	井	出	正	弘
判	事	大	倉	靖	広

別表第2 開廷の日割り（第8関係）

第2民事部 月曜日、水曜日及び金曜日

第3民事部 火曜日、水曜日及び木曜日

刑事部 火曜日及び木曜日

特別部 随時